



区政区議会報告・地域情報を週刊で発行しています。ご意見をお寄せください。

日本共産党荒川区議会議員 斉藤くに子 区政ニュース

メール: arajcp@tcn-catv.ne.jp 区議会: <http://www.jcp-arakawakugidan.jp/>
くに子ブログ: <http://s-kuniko.jugem.jp/>



2025年5月25日 No.1382

区役所直通 3802-4627

fax 3806-9246



子どもたちの願いは…のんびりできる居場所など 区の責任で運営する児童事業の抜本的な拡充を

子どもたちが荒川区に求める施設・取組…トップ5
小学校5年生

のんびりできる場所や取組	60.2%
運動ができる場所や取組	59.8%
友達と集まっておしゃべりできる場所や取組	57.8%
自然とふれあえる場所や取組	49.8%
本が読める場所や取組	44.6%

中2・高2相当

運動ができる施設や事業	50.4%
勉強ができる施設や事業	47.5%
友達と集まっておしゃべりできる施設や事業	44.3%
のんびりできる施設や事業	39.8%
インターネットができる施設や事業	29.2%

荒川区は子ども若者総合計画策定のために、子ども子育てニーズ調査(昨年1月15日から2月5日)を実施。

保護者だけでなく、小学5年生と中学2年生・高校2年生相当への直接アンケートも行っています。

これは、子どもの権利条約や荒川区子どもの権利条例にある「意見表明権」の具体化にもなります。

のんびり・おしゃべり・運動

荒川区に求める事業施策で、当事者である子どもたちが求めているの

は、安心してのんびりで来る空間、友人と語らう空間、運動できる空間、居場所が最も多くなっています。

花の木・熊野前の両ひろば館とふれあい館で、中高生タイムがもうけられていますが、その多くが、夕方の1時間程度中高生が多目的室など使えるというものです。高齢者・乳幼児、貸室事業も一緒に時間と空間の制約があります。

本格的施設の検討が必要

杉並区には区内在住中・高校生が「地域中・高校生委員会」を作り、児童館などで中高生生の居場所づくり・意見表明・社会参画を目的に活動しています。活動内容は各委員会では話し合って自主的に計画し実施しています。

児童青少年センター(ゆう杉並)があり、中高生が文化や芸術、スポーツなど自主的な活動をし、生き活きと交流できる居場所もあります。

荒川区でも、中高生を対象とした単体の施設が必要なのではないでしょうか。



★無料法律・生活相談会★

弁護士定例相談は第四月曜日

6月23日(月)18時～

★北千住法律事務所での直接の相談予約も取ります。

★生活困窮対策特別相談に応じます。ご連絡ください。

荒川区荒川7-37-1(コミバス花の木停留所前)

Tel/Fax 3806-5134

定例法律相談は予約制として密の状況をつくらないようにしたいと思います。

宜しくお願い致します。

①18:00～18:30

②18:40～19:10

③19:20～20:00

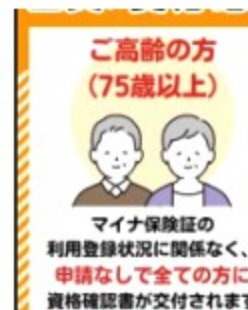
事前にご連絡ください。

保険証と同じ資格確認書が届きます

健康保険証は昨年12月に新規発行が停止され、国民健康保険証は今年9月末に有効期限を迎える。

マイナンバーカードに保険証登録していない人には「資格確認書」と明記された事実上、従来の保険証と形式も全く変わらないものが発行される。

マイナ保険証の人には、情報の間違いがあるかもしれないとA4の紙で「資格情報のお知らせ」を届けることになっている。



75歳以上は 資格確認証が全員に

厚労省は75歳以上の高齢者が入る後期高齢者医療保険については、「混乱を避けるために75歳以上のすべての人に資格確認書を交付する」ことにしたという。

結局、従来からの紙の保険証を廃止せずに使えるようにしておけばすんだ話。労力と税金の無駄遣い!!



国保加入者にも全員に 資格確認書一斉配布すべき

渋谷区と世田谷区ではマイナ保険証の有無にかかわらず、国保加入者全員に保険証と同じように使える「資格確認書」を送付する。

全国保険医団体連合会は「役所の窓口の混乱を防ぐためにも、加入者

全員に送る方が効率的。マイナ保険証を持っているかどうか仕分けの必要もなく、問い合わせが来ても前の保険証と同じように使えると説明するだけ」と語っている。

マイナンバーカードに保険証を紐づけた人も利用は30%。マイナ保険証登録者に送られる「資格情報のお知らせ」は保険証の代替えにはならないので、医療窓口での混乱も起きる。

荒川区でも渋谷区や世田谷区と同様に決断をすべきだと思う。

荒川区は7月中旬から下旬に資格確認書と資格情報のお知らせを対象者に発送する予定になっている。



岩手県

物価高騰対策 賃上げ支援金

		一人	事業所	支援金
2024年度	時給換算50円以上賃上げた企業	5万円	最大20人分	100万円
2025年度	時給換算60円以上賃上げた企業	6万円	最大50人分	300万円

今年度は最低賃金の上昇もあり、従業員1人あたりも引上げ、合わせて人数分も支援金総額も引上げました。5月9日現在で818件7866人約4億7千万円、これからも申請が増えると考えられます。50人分に引上げたことで全体の28%(2167人)が、この規模の事業者への給付が増えています。

税より直接支援を

政府が中小企業の賃上げ対策として行っているのは、賃上げした中小企業の法人税を減税する「賃上げ税制」です。

岩手のように中小企業の賃上げを直接支援する施策が必要です。群馬県・奈良県・徳島県で始まっています。

ぜひ財政力のある東京都で同様の対策をすすめることを求めたいと思います。

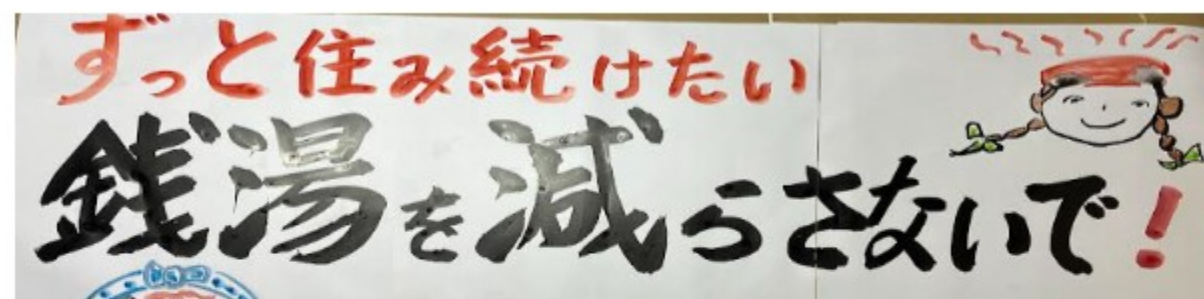
企業規模別の申請数	
1～5人	34%
6～20人	36%
21～50人	17%
業種別の申請数	
卸小売り業	19.3%
製造業	16.6%
建設業	15.2%



岩手県は、物価の上昇ペースに賃金の上昇が追いついていない県内の中小企業が多いことから、賃上げ支援の必要があるとして、「物価高騰対策賃上げ支援金」制度を昨年度から始めています。

昨年度は2889社で約2万人分、支援金10億円を支給しました。20人以下の事業者の申請が7割を占め、小規模企業に歓迎されています。

今年度は最低賃金



残念ながら自・公・ゆ・立・維の賛成多数で不採択

陳情審査が行われた4月30日の本会議で日本共産党区議団を代表して、銭湯確保対策を求める陳情に採択の討論を行いまいした。

本陳情は、区内銭湯が急速に減少する中、空白地域をはじめとして銭湯の支援の拡充を求めるものです。

総務企画委員会の陳情審査では、「区が空白地域に銭湯をつくるとお金がかかる」「現状でもイベントや経営基盤強化など様々支援を行っている」「浴場組合から陳情項目のような要望が出ているのか」「ふろ割200を他区で使うと区内浴場への影響が出るのではないのか」「新しく銭湯をつくと今ある銭湯の首をしめることにもなる」「高齢者が内風呂の掃除が大変と言うのがわからない」などの質疑意見が出されました。

荒川区内で2001年の62カ所が、現在営業中は16軒です。この16軒も東日暮里と尾久地域に偏在しています。銭湯空白地域では、リュックサックを背負って都電に乗って銭湯に行くご高齢の方もいらっしゃいます。

「ふろわり200」があっても使えない状況も生まれています。風呂なしアパートの人はいるのです。ヒートショックや転倒の心配、浴室掃除も大変と銭湯を利用していた高齢者は歩いて通えるところにあるから利用できたのです。

一人暮らし高齢者世帯が増加する中で、居場所・交流・見守りなど福祉的役割、また八潮市道路陥没事故で区内銭湯の無料対応をしたように災害時の銭湯の役割も重要になっています。

1981年にできた「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」は、日常生活に欠かせない、住民の健康増進等に重要な役割を担う公衆浴場が著しく減少しているとして、国、自治体に「公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上」を図るよう求めています。銭湯の維持は区の責務の一つです。

都や区、民間施設に銭湯を併設できないか、経営継続が困難な場合に区が賃貸して経営を浴場組合などをお願いするなど、頑張っている若い経営者の意見も聞くなどして、区として銭湯確保計画を持って対応しないと、銭湯は減り続け、区の責務が果たせなくなると申し上げて陳情採択を求めます。

荒川区での公契約条例制定はいつになる？

公契約条例とは自治体が発注する公共工事や業務委託などに携わる労働者の賃金や報酬の下限額を設定し、自治体や受注者の責任などを契約事項に加える条例のことです。

公契約条例の制定について、2月の予算特別委員会で滝口区長は「区長として、荒川区としても公契約条例を制定することについて一歩踏み出すべきと認識しており、具体的な検討を開始し、準備をすすめたいと考えております」と答弁しました。

すでに23区中14区が制定、1区が予定となっています。日本共産党は2006年2月本会議から繰り返し求めてきました。東京土建組合などから長年、制定の要望も出ており、区長答弁のとおり、一日も早く実現して欲しいと思います。



23区公契約条例制定の状況		
	施行年月日	賛否
渋谷区	2013.1.2	○
足立区	2024.4.1	○
千代田区	2024.10.1	○
世田谷区	2015.1.1	○
目黒区	2018.10.1	○
新宿区	2019.10.1	○
杉並区	2020.8.1	○
葛飾区	2021.4.1	×
江戸川区	2021.10.1	○
中野区	2022.4.1	○
北区	2023.7.1	○
台東区	2024.4.1	○
墨田区	2024.4.1	○
文京区	2025.4.1	○
豊島区	2025年度予定	○